

5

公益通報者は、どのような保護を受けられますか？

(1) 解雇の無効

公益通報をしたことを理由として事業者が行った解雇は無効です。

(2) 解雇以外の不利益な取扱いの禁止

解雇以外にも、公益通報をしたことを理由とするその他の不利益な取扱いも禁止されています。

「その他の不利益な取扱い」の例

降格 減給 訓告
 自宅待機命令 給与上の差別
 退職の強要 専ら雑務に従事させること
 退職金の減額・没収(退職者の場合)

(3) 労働者派遣契約の解除の無効等

派遣労働者が派遣先で生じている法令違反行為を通報しても、それを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めらるること等も禁止されています。

(4) 公務員に対する取扱い

公務員については、公務員法制に基づき不利益取扱いが禁止されています。

6

公益通報とならない通報の取扱いについて

法は、保護要件等を明確化して、通報を理由とした解雇その他不利益な取扱いを制限し、公益通報者の保護を図ろうとするものです。

法の対象とならない通報については、これまで通り、解雇について客観的に合理的な理由等がない場合に無効とする労働契約法第16条など、従来の法体系の中で通報者の保護が判断されることに変わりありません。

こうした趣旨を明確に示すために、法(第6条第2項、第3項)では、通報を理由とした解雇、出向、懲戒については、労働契約法の規定(第16条、第14条、第15条)の適用を妨げるものではない旨を定めています。

(参考1)労働契約法

(解雇)

第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

(出向)

第14条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

(懲戒)

第15条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

(参考2)裁判例について

裁判例では、通報内容が真実であるか、または真実と信じるに足りる相当の理由があること、通報目的が公益性を有するか、少なくとも不正な目的または加害目的ではないこと、通報の手段・方法(内部は正努力等)が相当であることなどを条件として、解雇無効等と判断しているものがあります。(大阪地裁堺支部平成15.6.18判決(平成12年(ワ)第377号)など)

また、従業員が税務署へ協業組合の脱税に関するメモのコピーを提供したことを理由として解雇された事案において、解雇無効と判断しているものがあります。(鹿児島地裁平成3.5.31判決(昭和63年(ワ)第738号))

「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」について

1. 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」とは？

法は、公益通報者の保護と事業者の法令遵守を図るため、公益通報者への解雇等の不利益な取扱いを禁止することや公益通報者に対する是正措置の通知等について規定しています。「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」はこのような法の規定を踏まえ、企業の従業員から事業者へ通報があった場合に、その通報を事業者内で適切に処理するための指針を示すものです（P40以下参照）。

このガイドラインを参考にして、事業者の皆様が自主的に通報処理の仕組みを整備し、コンプライアンス経営を促進することが期待されます。

2. ガイドラインによって事業者に求められる事項とは？

(1) 通報・相談窓口の設置

事業者内部での通報処理の仕組みを整備するに当たっては、まず通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に広く周知する必要があります。

また、どのような手続きで通報が処理されるのかなどの質問を受け付ける相談窓口を設置することも必要です。

なお、これらの通報窓口と相談窓口は、併せて設置・運営することも可能です。

(2) 個人情報の保護

通報処理を行うに当たっては、通報者や通報の対象となった者（被通報者）の個人情報を保護することが必要ですので、情報を共有する範囲を限定するなど、通報処理に従事する者に個人情報の保護を徹底させることが必要です。

(3) 通報者への処理状況の通知

通報の処理状況を通報者へ伝えることは、通報者の通報窓口への信頼を確保するためにも必要と考えられます。そのため、ガイドラインでは、通報の処理状況に応じて、例えば、調査を行うか否かに加え、調査結果、是正結果などを通知するよう努めることとしています。